

◆国民投票について

[1]

憲法改正の対象となり得る問題、統治機構に関する問題、生命倫理に関する問題など重要な国政問題に関して、国民の賛成・反対の意思を問う手段として、間接民主制との整合性をふまえつつ、国民投票を実施できるよう法律整備を行なうべきであると考えています。

[2]

現行憲法が定める間接民主制の原則に反しないよう、重要な国政問題に関する国民投票の結果は、国やその機関を拘束しないものとし、国家意思の形成に当たって事実上参考とされるにとどまるものとすべきだと考えています。

[3]

国政上のどのような問題を国民投票にかけるかについては、国会の議決によってこれを定めるべきですが、有権者から一定の案件を国民投票に付すことを求める請願が国会に提出され、国会がこれを審査して採択した場合には、この請願の趣旨に基づいて国会が国政問題国民投票の実施を決めることは国会の責務であると考えます。請願の提出については、通常の請願と同様、一定数の連署は不要であると考えます。

[4]

民主党は、2006年5月に提出した「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」（164回通常国会衆法31号）、2007年4月に提出した同法案に対する修正案、2007年5月に提出した「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」（166回通常国会参法5号）などの中で、すでに国政上の重要問題に関する国民投票制度の法制化を具体的に提案しています。

◆住民投票について

1. 住民投票に関する基本的な考え方

住民投票は住民の意思を確認するために非常に重要な手段であり、適切に利用すれば代議制民主主義を補完して住民の意思を政治に反映する有効な手段になると考えます。

2. 神戸の市営空港建設に関する住民投票条例制定の直接請求および川辺側ダム建設の是非を問う住民投票条例制定の直接請求が議会によって拒否された事例を踏まえて、地方自治法改正を伴う制度改革について、どのようにお考えですか。

民主党が2000年に衆議院に提出した「住民投票法」では、制度の基本として、実施要件を以下のように明確にしていました。

(制度の基本)

第四条

住民投票の制度の基本は、次に掲げるものとする。

一 住民投票に付する事項は、条例の制定若しくは改廃又は地方公共団体の住民の福祉に重大な影響がある事項とすること。

二 投票権を有する者は、当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

三 住民投票は、次に掲げる場合に実施するものとする。

イ 投票権を有する者の総数を次の表の上欄に掲げる人数に区分してそれぞれの人数に同表の下欄に掲げる割合を乗じて計算した人数を合計した人数を上限として条例で定める人数以上の投票権を有する者の連署をもってする請求があった場合

十万人以下の人数	百分の十五
十万人を超え五十万人以下の人数	百分の十
五十万人を超える人数	百分の二

ロ 議会の議決があった場合

四 地方公共団体は、住民投票の結果を尊重しなければならないものとする。

五 地方公共団体は、住民投票に付される事項に関し、その保有する情報を積極的に公開するものとする。

六 住民投票の実施についての第三号イの請求は、同一の事項について実施された住民投票の日から二年間は、することができないものとする。

七 地方公共団体は、住民投票が適正に行われることを確保するため、買収の禁止その他必要な規制の措置を講ずるものとする。

3. 制度改革について賛成ならば、具体的にどのような行動をとられるのかできるだけ具体的にお答え下さい。

民主党は住民投票を地域の意思決定に積極的に取り入れるため、「住民投票法」を制定します。